

健康とくらしを守るみんなの国保

20年度国民健康保険税について



国民健康保険は、万が一の病気やけがなどに備えて、加入者がお互いに協力してお金(国保税)を出し合い、医療機関にかかったときの医療費にあてる相互助け合いの制度です。国保税は、制度の維持・運営と加入者の健康を支える大切な財源です。納期内に納めましょう!

■国保の税率等と算定方式

国保の重要な財源である国保税は、下記表①～③項目の3方式で算定し、1年間の税額が決まります。平成19年度は、医療分と介護分(40歳から64歳の加入者がいる世帯のみ)を合算したものが、国保税として課税されましたが、平成20年度からは、医療分と介護分のほかに後期高齢者支援金等分(以下「支援金分」という。)を合算したものが、国保税として課税されます。なお、本年度の税率等は下記の表のとおり改定されました。

■平成20年度の税率等

()内は平成19年度の税率等

区分	①所得割	②均等割	③平等割(1世帯あたり)		④課税限度額
			特定世帯以外	特定世帯	
医療分	(9.2%) 7.5%	(22,000) 20,000円	(22,000) 20,000円	10,000円	(56) 47万円
支援金分	1.7%	2,000円	2,000円	1,000円	12万円
介護分	(2.0%) 2.0%	(6,000) 6,000円	(5,000) 5,000円	5,000円	(9) 9万円

療分・支援金分・介護分)の税率等は表のとおりです。
 ①所得割/世帯(加入者全員)の所得額に応じて計算
 ②均等割/加入者数に応じて計算(人数割)
 ③平等割/1世帯にいくらかと計算(世帯割)
 ④課税限度額・1世帯に課税される年税額の上限
 ※平等割の特定世帯は、平成20年度より新設されました
 特定世帯とは、国保の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したため被保険者が1人のみの世帯で、その後期高齢者医療制度に移行した人が同一の世帯に属している世帯です。後期高齢者医療制度に移行してから5年間に限りです。

■国保税の納め方

国保では一人一人が被保険者ですが、加入は世帯ごとになります。もし、世帯主本人が職場の健康保険に加入していて国保加入者でない場合(擬制世帯主)でも、世帯に一人でも国保加入者がいれば国保税の納税義務者は世帯主になります。

納税通知書(納付書)は世帯主宛にお送りしますので、近くの金融機関や市役所(本庁及び各支所・出張所)の会計窓口で納めてください(納税組合の方は各組合方式で)。口座振替を申し込んでいる方は、各納期限の日に口座から自動的に引き落としになります。納付書、または口座振替による納付を普通徴収と称します。
 なお、国保に加入する世帯主の方で、一定の条件を満たしている場合は、国保税が年金から天引き(特別徴収)されます。

■国保税の特別徴収

平成20年10月より国保税の特別徴収(年金からの天引き)が始まります。



特別徴収の対象者は、次の条件を全て満たしている方です。
 ○4月1日において、納税義務者が老齢等年金給付を受けている65歳以上75歳未満の国保の被保険者であること
 ○国保の被保険者が、全員65歳以上75歳未満であること
 ○納税義務者の老齢等年金の給付額が年額18万円以上であること
 ○納税義務者の介護保険料と国保税の合計額が年金給付額の2分の1以下であること
 ○納税義務者の介護保険料が特別徴収されていること

は左記の問い合わせ窓口でお求めください)

■国保税を滞納すると

災害など特別な事情がないのに国保税を納めないでいると、保険証の有効期限が短くなったり(短期保険証の交付)、医療機関にかかったとき、一旦医療費を全額自己負担しなければならぬ(被保険者資格証明書の交付)場合があります。また、国保税の滞納は国保財政を圧迫することにもなります。納税が困難なときはそのままにせず、早めに分割納付などの納税相談にお越しください。

■国保税の納付は口座振替で!

口座振替にすると、国保税は金融機関の口座から自動的に引き落とされ、一度手続きをすると翌年以降も継続されます。納期ごとに納めに行く手間もはぶけ、納め忘れの心配もありません。ぜひご利用ください!

お申し込みは、①国保税の納付書、②預金通帳、③通帳届出印をお持ちになり、市指定金融機関(市内は全部)で手続きをしてください。

■お問い合わせ

- ▽市民生活部保険課 ☎62-11117
- ▽合川支所市民福祉課 ☎78-2113
- ▽森吉支所市民福祉課 ☎72-3115
- ▽阿仁支所市民福祉課 ☎82-2113

【平成20年度】
 ▽普通徴収/7月・8月・9月
 ▽特別徴収/10月・12月・2月
 【平成21年度】
 ▽普通徴収/なし
 ▽特別徴収/4月・6月・8月・10月・12月・2月
 [仮徴収期間/4月～8月]
 ※平成20年度は、年税額の2分の1を7月・8月・9月の3回に分けて普通徴収により納付していただき、残りの2分の1を10月から3回に分けて特別徴収します。なお、21年度の4月・6月・8月は前年度(20年度)の2月の税額と同額を特別徴収する予定です(仮徴収)



■国保税の普通徴収の納期

第1期 7月末	第5期 11月末
第2期 8月末	第6期 12月25日
第3期 9月末	第7期 1月末
第4期 10月末	第8期 2月末

■国保税の軽減

▽4月1日現在の国保加入世帯の世帯主、加入者及び特定同一世帯所属者の前年中の合算所得により判定します

▽4月2日以降に加入した世帯や世帯主の変更等があったときは、その時点の加入者及び特定同一世帯所属者の前年(1月以降は前々年)中の合算所得により判定します

▽軽減割合は、下記の判定基準に従って7割・5

■国保税の減免等

災害や疾病、倒産による失業など、やむを得ない事情の発生による著しい収入減少、または生活困窮状態で、納期限の延長や猶予を行っても、なお負担力がない(国保税を納付すると生活が困難となる状況)と認められると一時的な救済措置として国保税が減免される場合があります。これには納期限前7日までに申請が必要です。詳しくは国保窓口までお問い合わせください。(所定の申請書等



国保税の軽減

軽減判定基準額	軽減割合
33万円以下の場合 (世帯主を除く加入者数+世帯主を除く特定同一世帯所属者数) ×24万5千円+33万円以下の場合	7割
(加入者数+特定同一世帯所属者数) ×35万円+33万円以下の場合	5割
	2割

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行したため国保の被保険者資格を喪失した方で、この資格を喪失した日の前日の月以降5年を経過するまでの間に限り、継続して同一世帯に属している方